

生産緑地地区に係る手続きの概要

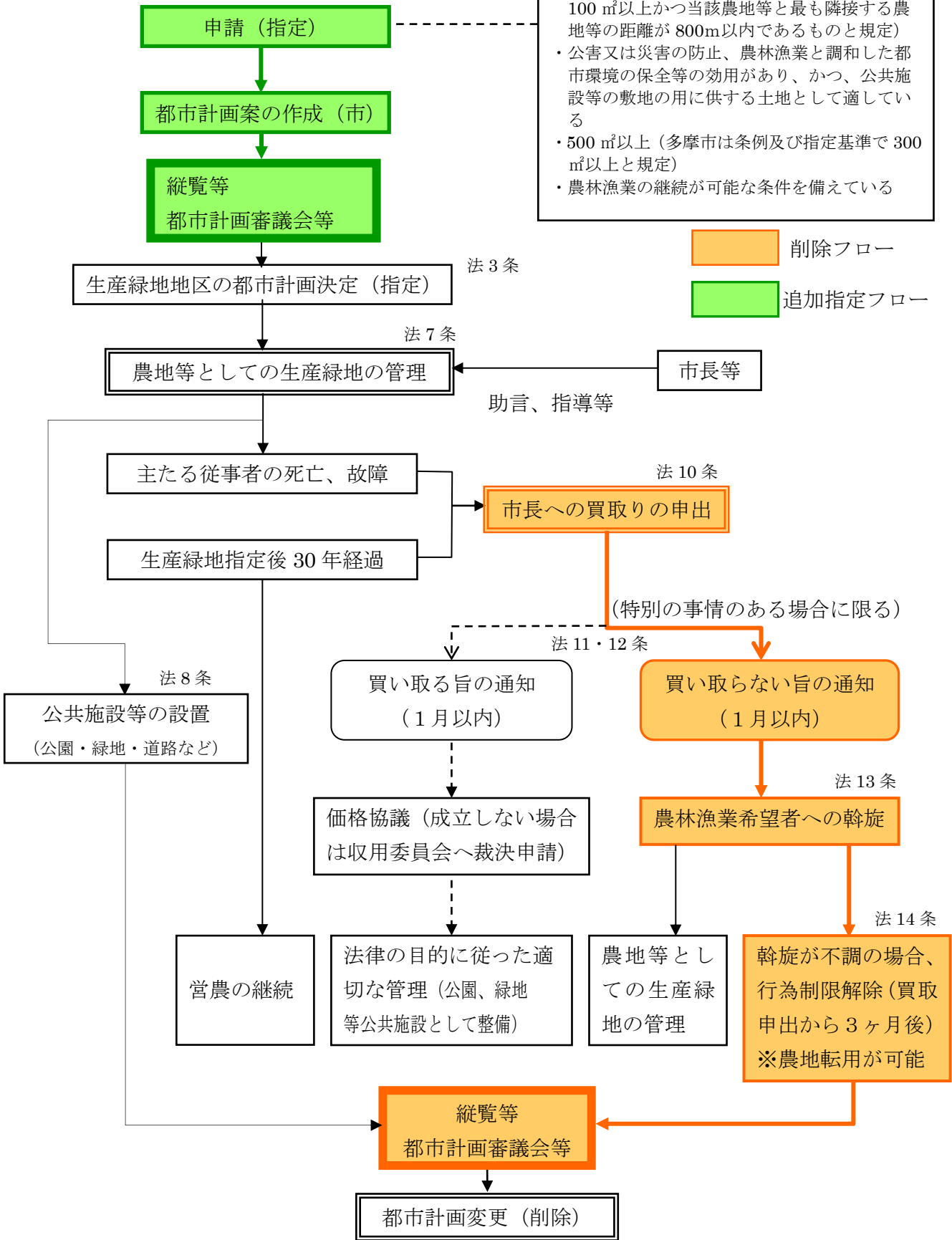
参考資料 2
 令和3年8月27日
 令和3年度第2回
 多摩市都市計画審議会

※法=生産緑地法

地区要件 法3条

- ・市街化区域内の一団の農地等の区域
 (市指定基準で個々の農地等の面積がおおむね100㎡以上かつ当該農地等と最も隣接する農地等の距離が800m以内であるものと規定)
- ・公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適している
- ・500㎡以上(多摩市は条例及び指定基準で300㎡以上と規定)
- ・農林漁業の継続が可能な条件を備えている

削除フロー
 追加指定フロー



多摩都市計画生産緑地地区の変更について（現況写真）

1. 生産緑地地区の削除 令和3年8月12日撮影

地区番号126

【擁壁を挟み北側（写真左）と南側（写真右）をそれぞれ撮影】

乞田地内

- ・主たる従事者の死亡
- ・地区の一部を削除



2. 生産緑地地区の追加 令和3年5月25日撮影

地区番号100

諏訪一丁目地内

- ・既存生産緑地に一部追加



地区番号126

乞田地内

- ・既存生産緑地に一部追加

